

全国初！「元気に育つ志木っ子条例」の制定について

子どもの健やかな成長に向け、家庭教育を支援する条例を制定します

近年、携帯電話やスマートフォン、インターネットを利用した新しい交流や遊び、またトレーディングカードゲームが流行するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、これらの不適切な利用による犯罪の被害やいじめといったさまざまな問題が発生し、新たな社会問題となっています。

こうしたことから、志木市の将来を担う志木っ子たちが、トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットやトレーディングカード等の利用に関して、各家庭において取り決めることや、学校、地域などの責務を明確にした「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」を全国に先駆けて制定します。

1 条例の主な内容

子どもの努力 (第8条)	●子どもは、保護者との約束を守り、インターネットやトレーディングカード等を適切に利用する。
保護者の責務 (第5条)	●保護者は、家庭の状況に応じて、子どもが利用するインターネットやトレーディングカード等の取り決めに従い、これを守る。 ●保護者は、子どもがインターネットを利用する際には、フィルタリング機能をかける。
地域住民の責務 (第7条)	●地域住民は、保護者や学校と連携し、地域の行事などで子どもの健全な育成に努める。
学校の責務 (第6条)	●学校は、保護者等と連携し、正しい生活習慣を身に付けさせる。 ●学校は、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るための教育を行う。
市の責務 (第4条)	●市は、家庭におけるインターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する教育を推進する。 ●市は、家庭教育に関する相談体制の充実を図る。

2 条例の特徴 ～ここが全国初！～

各家庭において、子どもが利用するインターネットやトレーディングカード等の利用についての取り決めることを規定した条例の制定は、全国で初めてとなります。

3 条例施行後の事業展開

(1) 子どもたちへの教育

- 市内小中学校全校で、児童生徒を対象としたインターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する講演を行うとともに、情報モラル教育を強化する。
- 全児童生徒に向けた条例制定に伴う啓発物品の作成・配布する。

(裏面に続く)

(2) 保護者に対する講座

- 各小中学校PTAが主催する「家庭教育学級」において、インターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する内容を含む講座を全校で実施する。

(3) 地域住民への啓発

- 市内全世帯へ啓発パンフレットの配布。
- 「元気に育つ志木っ子条例」の周知及び啓発に係る市民の自主的な講演会等の実施への補助金の交付。

(4) 相談窓口の設置

- 子どものインターネットやトレーディングカード等に起因する問題の相談窓口を設置するとともに、毎月1回の相談会を実施。

記者発表資料

平成30年2月19日

教育政策部 生涯学習課

生涯学習・文化財グループ

担当者/主任 松永 真知子

電話番号/048-473-1111

内線 3130

志 木 市